

・ 設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

階数が3以上で床面積の合計が5000㎡を超える建築物の設備設計

(該当であればチェックをしてください。)

・ 建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

建築士の業務範囲		木造			木造以外			
高さ、階数		平家建	2階建	3階建	高さ>13m 軒高>9m	高さ≤也13m 軒高≤9m 平屋又は 2階建	高さ>13m 軒高>9m 3階建 以上	
延べ面積 ㎡	30以下	<input type="checkbox"/> 誰でも		<input type="checkbox"/> 構造 一級	<input type="checkbox"/> 誰でも	<input type="checkbox"/> 二級	<input type="checkbox"/> 一級 (法20条一号又は二 号は構造一級)	
	30< ≤100							
	100< ≤300	<input type="checkbox"/> 木造						
	300< ≤500				<input type="checkbox"/> 二級			
	500< ≤1000	一般			<input type="checkbox"/> 一級 (法20条二号は構造一 級)			
		特殊	<input type="checkbox"/> 一級 (法20条二号は構造一級)					
	1000 超える	一般	<input type="checkbox"/> 二級					
特殊								

特殊：学校、病院、劇場、映画館、公会堂、集会場（オーデトリウムを有する）、百貨店で延べ500㎡超

構造一級：構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築：増改築の場合は延べ面積は、増改築にかかる部分で見える。

法20条一号：高さが60mを超える建築物

法20条二号：高さが60m以下の建築物で以下に該当するもの

- ①木造の建築物（高さ13m超又は軒高9m超）
- ②鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ④鉄骨造の建築物（4階建以上、高さ13m超又は軒高9m超）
- ⑤補強コンクリートブロック造の建築物（4階建て以上）
- ⑥国土交通大臣が指定する建築物（平成19年国土交通省告示第593号）

